

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の確保に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

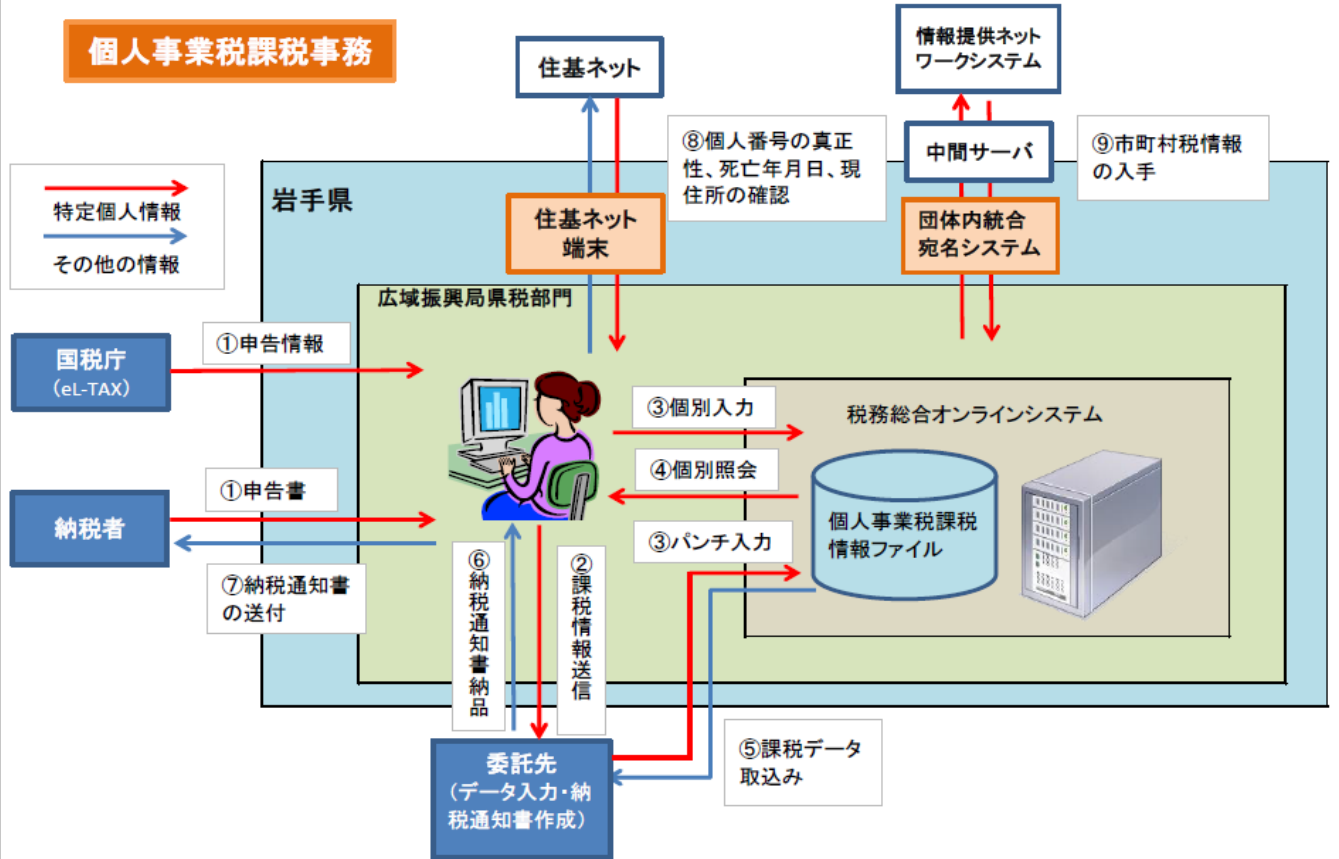
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務								
②事務の内容 ※	1 個人事業税課税事務 国税庁から提供される所得税データに基づき、課税対象事業者であるか判定のうえ、課税額を確定し、事業主に納税通知書を送付する。 2 不動産取得税課税事務 法務省(地方法務局)の不動産登記情報により不動産の所有権移転を把握、市町村から通知される固定資産課税台帳価格に基づき課税額を確定し、不動産の取得者に納税通知書を送付する。 3 自動車税課税事務 国土交通省(運輸支局)から通知される自動車登録データにより、自動車の所有者や排気量等課税に必要なデータを取り込み、課税額を確定し、自動車の所有者に納税通知書を送付する。 4 収納事務 各課税額に対応する納付データにより収納処理を行い、過誤納分については還付・充当処理を行う。 5 滞納整理事務 納期限までに納付がないものに対して督促や滞納処分を行う。								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム								
②システムの機能	1 課税額集計機能:各税目の課税額を集計し、月毎の課税額を確定する。 2 課税事務処理機能:所得情報や固定資産課税台帳価格情報、自動車登録情報により課税額を計算し、納税通知書を作成する。 3 調定事務処理機能:税目ごとの申告税額や課税額を集計し、調定処理(県が収入すべき額を確定する処理)に必要な書類を出力する。 4 収納機能:領収した徴収金を各税目の調定データに基づき収納処理をする。 5 還付充当機能:過誤納金データにより、還付または充当処理をする。 6 督促状作成機能:納期限経過後の未納データにより督促状を作成する。 7 未納状況書類作成機能:滞納整理に利用する未納データのリストを作成する。 8 収入集計機能:収入日計、領収済通知書を集計し、指定金融機関が保管する現金と照合するための書類を作成する。 9 専用端末及び職員ごとに配置された業務端末により、課税情報、収納情報を確認する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム、自動車登録ワンストップ(OSS)システム)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム、自動車登録ワンストップ(OSS)システム)	
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム、自動車登録ワンストップ(OSS)システム)									
システム2									
①システムの名称	税務総合オンライン(参照系)								
②システムの機能	税務総合オンラインシステムに取り込み、同システムの照会画面の一部を、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									

3. 特定個人情報ファイル名	
1 個人事業税課税ファイル 2 不動産取得税課税ファイル 3 自動車税課税ファイル 4 収納ファイル 5 未納ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の賦課徴収事務を執行するうえで、課税客体の正確な把握、迅速かつ効率的な滞納整理を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	1 個人番号を利用することにより、課税客体の正確な把握や、名寄せの最適化による効率的な事務処理が行うことができる。 2 情報提供ネットワークを通じた行政機関間の情報連携により、課税客体把握の効率化や正確性の向上が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16及び99
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の28
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩手県総務部税務課
②所属長の役職名	総括課長
8. 他の評価実施機関	

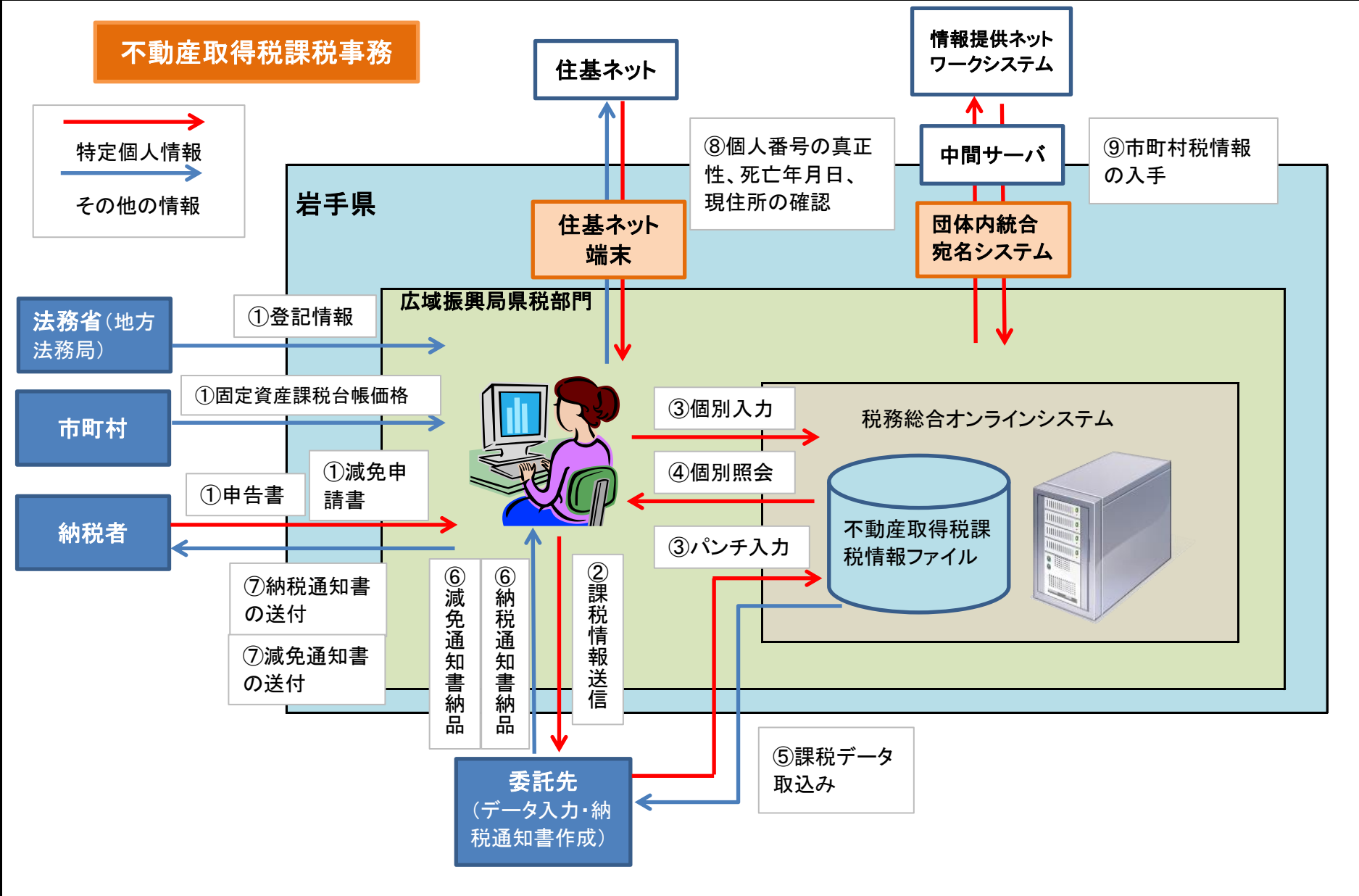
(別添1) 事務の内容



(備考)

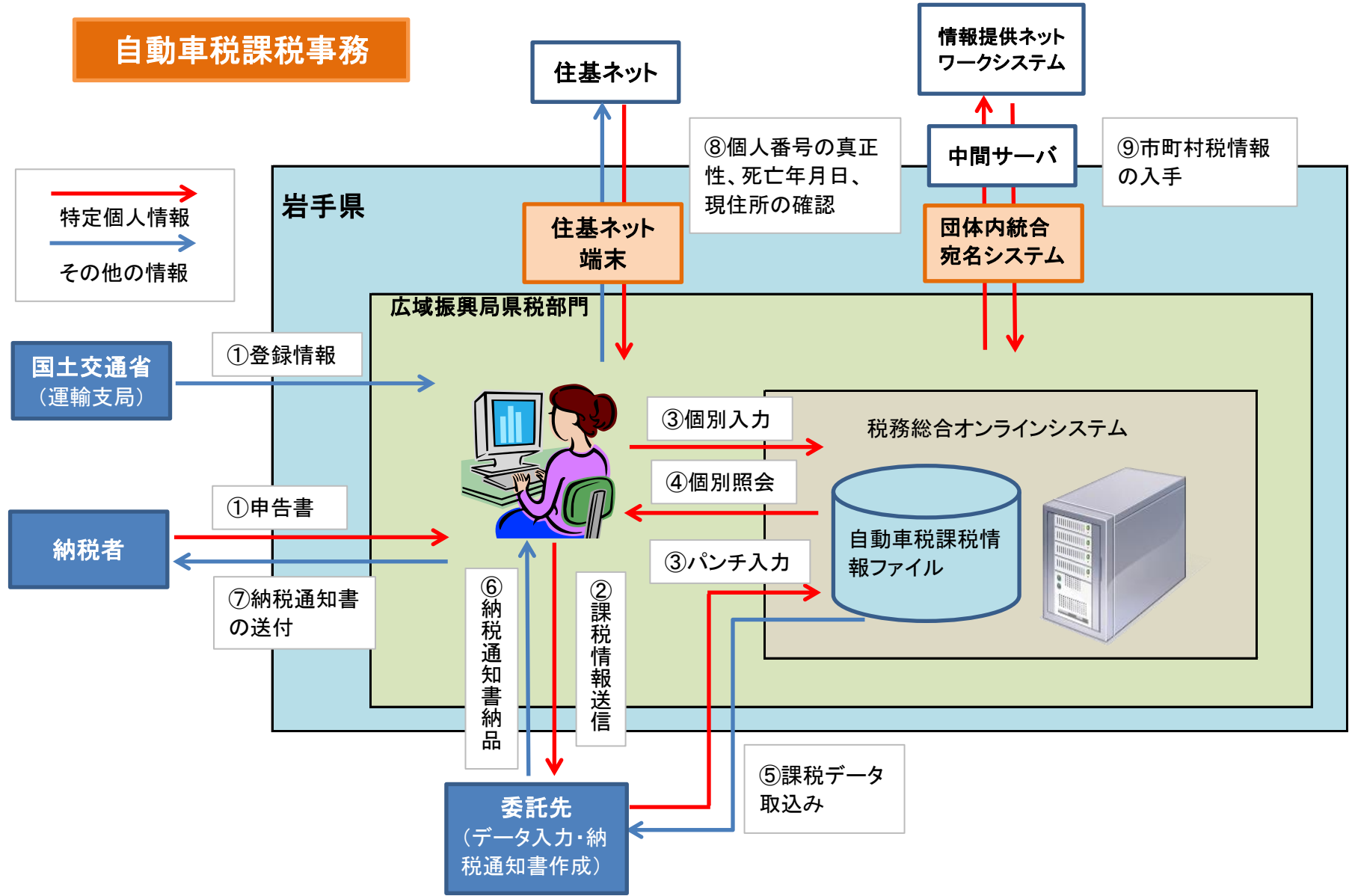
- ① 国税庁から所得税申告データ(電子媒体)を入手する。または、納税者から申告書を受理する。
- ② 所得税申告データを委託先に送付する(電子媒体)。
- ③ 委託先において所得税申告データをパンチ処理する(必要に応じて県税職員が申告データをシステムに入力する)。
- ④ 県税職員が業務に必要なデータを照会する。
- ⑤ 委託先において、課税対象となる所得税申告データを抽出する。
- ⑥ 委託先において納税通知書を作成し広域振興局県税部門に納品する。
- ⑦ 広域振興局県税部門から、納税義務者へ納税通知書を発送する。
- ⑧ 必要に応じて、住基ネットにアクセスし、本人確認情報を入手する。
- ⑨ 必要に応じて団体内統合宛名システムから情報提供ネットワークシステムにアクセスし、市町村税情報を入手する。

(別添1) 事務の内容-2 (不動産取得税の課税事務の流れ)



(備考)

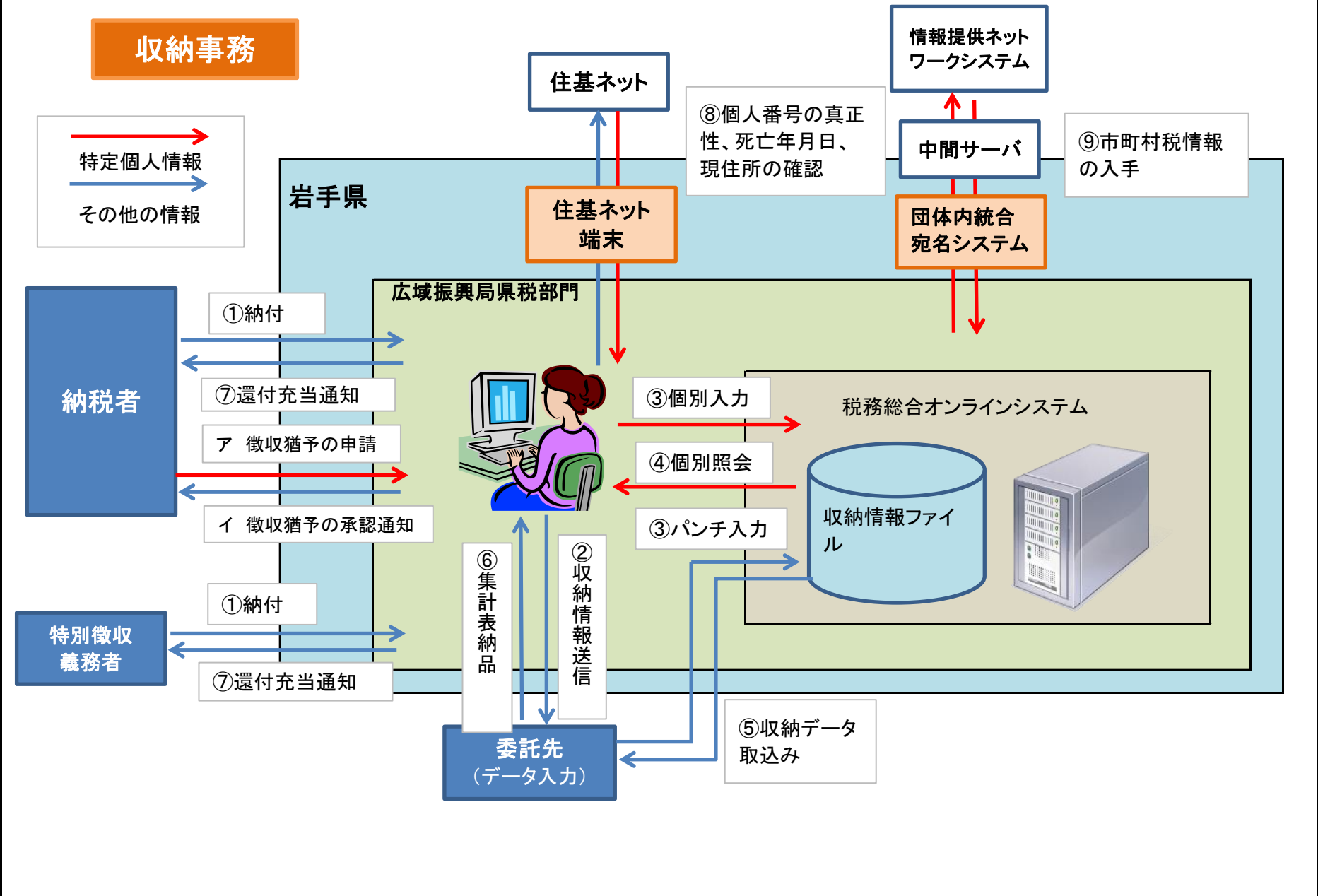
- ① 法務省(地方法務局)から登記情報を入手する。納税者から申告書・減免申請書を受理する。
- ① 広域振興局県税部門において、市町村から固定資産課税台帳価格を入手し、課税額・減免額を算定する。
- ② 課税・減免データを委託先に送付する(電子データ及び紙媒体)。
- ③ 委託先において課税・減免データをパンチ処理する。必要に応じて県税職員が課税・減免データをシステムに入力する。
- ④ 県税職員が業務に必要なデータを税務総合オンラインシステムに照会する。
- ⑤ 委託先において、課税・減免データを抽出する。
- ⑥ 委託先において、納税通知書・減免通知書を作成し広域振興局県税部門に納品する。
- ⑦ 広域振興局県税部門から、納税義務者に納税通知書・減免通知書を発送する。
- ⑧ 必要に応じて、住基ネットにアクセスし、本人確認情報を入手する。
- ⑨ 必要に応じて、団体内統合宛名システムから情報提供ネットワークシステムにアクセスし、市町村税情報を入手する。



(備考)

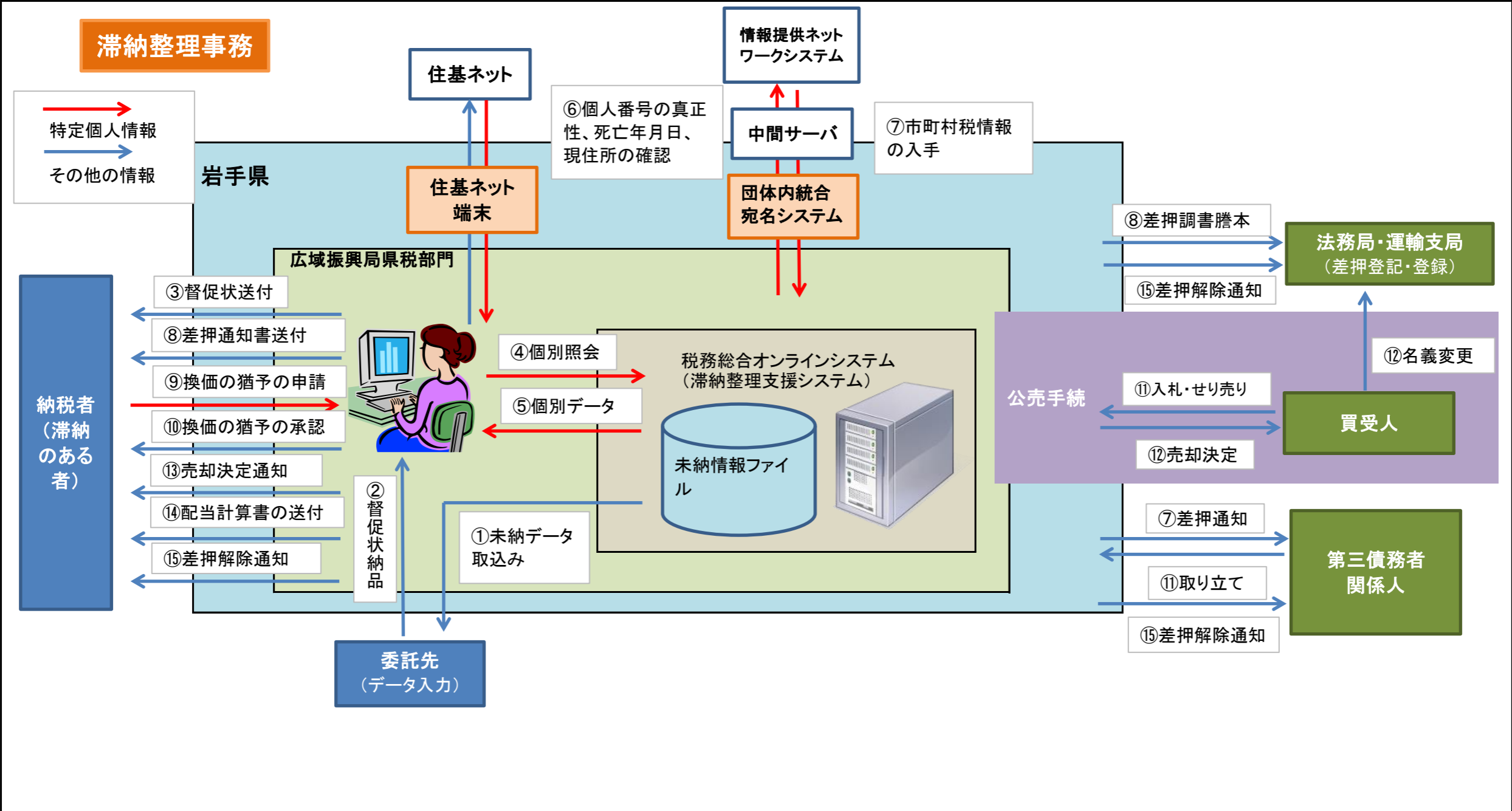
- ① 国土交通省(運輸支局)から、自動車登録情報(電子媒体)を入手する。納税者から申告書を受理する。
- ② 自動車登録情報・自動車税申告データを委託先に送付する(電子媒体及び紙媒体)。
- ③ 委託先において自動車登録情報・自動車税申告データをパンチ処理する。必要に応じて県税職員が登録情報をシステムに入力する。
- ④ 県税職員が、業務に必要なデータを税務総合オンラインシステムに照会する。
- ⑤ 委託先において、課税対象となるデータを抽出する。
- ⑥ 委託先において、納税通知書を作成し広域振興局県税部門に納品する。
- ⑦ 広域振興局県税部門から、納税義務者に納税通知書を発送する。
- ⑧ 必要に応じて住基ネットにアクセスし、本人確認情報を入手する
- ⑨ 必要に応じて、団体内統合宛名システムから情報提供ネットワークシステムにアクセスし、市町村税情報を入手する。

(別添1) 事務の内容-4 (収納事務の流れ)



(備考)

- ① 納税者または特別徴収義務者が金融機関窓口等で納付する。
- ② 収納データを委託先に送付する(電子データ及び紙媒体)。
- ③ 委託先において、収納データをパンチ処理する。必要に応じて県税職員が収納データをシステムに入力する。
- ④ 県税職員が業務に必要なデータを税務総合オンラインシステムに照会する。
- ⑤ 委託先において、収納データを抽出する。
- ⑥ 委託先において、各種集計表及び還付・充当通知書を作成し広域振興局県税部門に納品する。
- ⑦ 広域振興局県税部門から、納税者及び特別徴収義務者に還付・充当通知書を発送する。
- ⑧ 必要に応じて、住基ネットにアクセスし、本人確認情報を入手する。
- ⑨ 必要に応じて、団体内統合宛名システムから情報提供ネットワークシステムにアクセスし、市町村税情報を入手する。
- ア 納税者または特別徴収義務者から、徴収猶予の申請書を受理する。
- イ 納税者または特別徴収義務者から、徴収猶予承認通知書を送付する。



(備考)

- ① 委託先において、未納データを抽出する。
- ② 委託先において、督促状を作成し広域振興局県税部門に納品する。
- ③ 広域振興局県税部門から、滞納者に督促状を発送する。
- ④ 必要に応じて、県税職員が税務総合オンラインシステムに個別データを照会する。
- ⑤ 必要に応じて、県税職員が税務総合オンラインシステムから個別データを入手する。
- ⑥ 必要に応じて住基ネットにアクセスし、本人確認情報を入手する。
- ⑦ 必要に応じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、市町村税情報を入手する。
- ⑧ 差押を執行し、滞納者に差押通知書を送付する。登記登録機関、第三債務者・関係人に差押調書謄本を送付する。
- ⑨ 滞納者から換価の猶予の申請書を受領する。
- ⑩ 滞納者に換価の猶予の承認通知書を送付する。
- ⑪ 公売を執行する。債権の取り立てをする。
- ⑫ 最高額入札者に売却決定する。買受人は、登記登録機関において名義変更を行う。
- ⑬ 滞納者に売却決定通知書を送付する。
- ⑭ 滞納者に配当計算書を送付する。
- ⑮ 差押執行後に納付があった場合は、差押解除通知書を送付する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人事業税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人事業税の納税義務者
その必要性	個人事業税を適正に課税するために、正確な本人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報 納税義務者を正確に特定するため保有する。 2 本人確認情報及び連絡先 ア 把握した納税義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違え等を防止するために保有する。 イ 納税義務者が死亡している場合、相続人に対し課税するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)								
③入手の時期・頻度	1 定期的に入手 国税庁から提供される、所得税確定申告書データ受領時に入手する。 2 個別に対応する事務に際して入手 本人確認情報を納税通知書の返戻に係る住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。								
④入手に係る妥当性	1 納税通知は、納税義務を確定させる重要な手続きであり、納税通知書を納期限の10日前までに正確に納税義務者に送付する必要がある。 2 納税義務者が死亡している場合は、相続人全員に納税通知書を送付する必要がある、相続人調査のために死亡年月日等を把握する必要がある。								
⑤本人への明示	1 個人事業税の課税対象については、地方税法第72条の2第3項及び第8項～第10項に規定されている。 2 本人確認情報の秘密の保持が義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 3 職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。								
⑥使用目的 ※	1 納税義務者への正確な納税通知書の送付。 2 納税義務者死亡時の相続人調査。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	情報の突合 ※	1 本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記1】 2 本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記2】							
	情報の統計分析 ※	課税件数や業種ごとの課税額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人事業税の課税額の決定、更正							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 イ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p style="text-align: center;"> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </p>
	その妥当性	<p>地方税法第17条の5(賦課決定期間)、第18条(徴収権の消滅時効)及び第18条の3(還付金の消滅時効)を考慮して決定している。</p>
③消去方法	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 イ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
不動産取得税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税の納税義務者
その必要性	不動産取得税を課税するために、正確な本人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報 納税義務者を正確に特定するため保有する。 2 本人確認情報及び連絡先 ア 把握した納税義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違い等を防止するために保有する。 イ 納税義務者が死亡している場合、相続人に対し課税するために保有する。
全ての記録項目	別添2-2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度	本人確認情報を納税通知書の返戻に係る住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。	
④入手に係る妥当性	1 納税通知は、納税義務を確定させる重要な手続であり、納税通知書を納期限の10日前までに正確に納税義務者に送付する必要がある。 2 納税義務者が死亡している場合は、相続人全員に納税通知書を送付する必要がある、相続人調査のために死亡年月日等を把握する必要がある。	
⑤本人への明示	1 不動産取得税の課税対象については、地方税法第73条の2に規定されている。 2 本人確認情報の秘密の保持義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 3 職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。	
⑥使用目的 ※	1 納税義務者への正確な納税通知書の送付。 2 納税義務者死亡時の相続人調査。	
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 納税通知書送付に関する事務 納税通知書作成時に、納税義務者情報と本人確認情報を突合して最新の情報に更新し、納期限の10日前までに確実に納税通知書を送付する。 2 相続人確認事務 納税義務者が死亡していることを知り得た場合に、本人確認情報から死亡年月日を確認し、戸籍情報を入手したうえで相続人を確定し、相続人全員へ納税通知書を送付する。	
情報の突合 ※	1 本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記1】 2 本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記2】	
情報の統計分析 ※	課税件数や種類ごとの課税額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	不動産取得税の課税額の決定	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	県税データ処理業務	
①委託内容	1 申告・課税データのパンチ処理 2 納税通知書の作成 3 督促状の作成 4 集計業務 5 各種集計表の作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税の納税義務者	
その妥当性	納税通知書の作成や、各種データの集計作業には、特定個人情報を含んだ個人情報を利用する必要があり、委託先が特定個人情報を取り扱うのは必須である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。	
⑥委託先名	同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 イ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性 地方税法第17条の5(賦課決定期間)、第18条(徴収権の消滅時効)及び第18条の3(還付金の消滅時効)を考慮して決定している。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 イ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考													

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
自動車税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	自動車税の納税義務者
その必要性	自動車税を課税するために、正確な本人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (自動車登録関係情報)
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報 納税義務者を正確に特定するため保有する。 2 本人確認情報及び連絡先 ア 把握した納税義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違え等を防止するために保有する。 イ 納税義務者が死亡している場合、相続人に対し課税するために保有する。
全ての記録項目	別添2-3を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度	1 定期的に入手 申告情報について、前月分を翌月5日頃に入手する。 2 個別に対応する事務に際して入手 本人確認情報を納税通知書の返戻に係る住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。	
④入手に係る妥当性	1 納税通知は、納税義務を確定させる重要な手続きであり、納税通知書を納期限の10日前までに正確に納税義務者に送付する必要がある。 2 納税義務者が死亡している場合は、相続人全員に納税通知書を送付する必要がある、相続人調査のために死亡年月日等を把握する必要がある。	
⑤本人への明示	1 自動車税の課税対象については、地方税法第145条に規定されている。 2 本人確認情報の秘密の保持義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 3 職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。	
⑥使用目的 ※	1 納税義務者への正確な納税通知書の送付。 2 納税義務者死亡時の相続人調査。	
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	情報の突合 ※	1 本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記1】 2 本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記2】
	情報の統計分析 ※	課税台数、課税額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	自動車税の課税額の決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	県税データ処理業務	
①委託内容	1 申告・課税データのパンチ処理 2 納税通知書の作成 3 督促状の作成 4 集計業務 5 各種集計表の作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	自動車税の納税義務者	
その妥当性	納税通知書の作成や、各種データの集計作業には、特定個人情報を含んだ個人情報を利用する必要があり、委託先が特定個人情報を取り扱うのは必須である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。	
⑥委託先名	同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		申告書審査業務
①委託内容		自動車登録ワンストップサービス申請分の申告書の審査
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車登録ワンストップサービス申請に係る自動車税の納税義務者
	その妥当性	自動車登録ワンストップサービス申請分の申告書に個人番号が記載されるため、委託先において申告書を審査する場合に必然的に特定個人情報ファイルを扱うことになる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。
⑥委託先名		同上
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="radio"/>] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 イ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p>
	その妥当性	<p>地方税法第17条の5(賦課決定期間)、第18条(徴収権の消滅時効)及び第18条の3(還付金の消滅時効)を考慮して決定している。</p>
③消去方法	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 イ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者及び特別徴収義務者
その必要性	収納事務を行うために、正確な本人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報 納税者及び特別徴収義務者を正確に特定するため保有する。 2 本人確認情報及び連絡先 ア 把握した納税者及び特別徴収義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違え等を防止するために保有する。 イ 還付金債権者が死亡している場合、相続人に対し過誤納金を還付するために保有する。
全ての記録項目	別添2-4を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)								
③入手の時期・頻度	住民票情報を過誤納金の還付(充当)対象者の住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。								
④入手に係る妥当性	1 還付(充当)通知書を、正確に納税者・特別徴収義務者に送付する必要がある。 2 納税者が死亡している場合は、相続人に過誤納金を還付する必要がある、相続人調査のために死亡年月日等を把握する必要がある。								
⑤本人への明示	1 特定個人情報の入手は、地方税法第20条の11及び地方税法に定められた各税目の納税者・特別徴収義務者からの申告により行う。 2 本人確認情報の秘密の保持義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 3 職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。								
⑥使用目的 ※	1 納税者及び特別徴収義務者への正確な過誤納金還付(充当)通知書の送付。 2 納税者死亡時の相続人調査。								
変更の妥当性									
⑦使用の主体	使用部署 ※	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	1 納税通知書送付に関する事務 過誤納金還付(充当)通知書作成時に、納税者情報と本人確認情報を突合して最新の情報に更新し、確実に過誤納金還付(充当)通知書を送付する。 2 相続人確認事務 納税者が死亡していることを知り得たした場合に、本人確認情報から死亡年月日を確認し、戸籍情報を入手したうえで相続人を確定し、相続人へ過誤納金を還付する。								
情報の突合 ※	1 本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記1】 2 本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記2】								
情報の統計分析 ※	処理件数、過誤納金の還付(充当)額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	還付及び充当額の決定								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] [<input type="checkbox"/>] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] [<input type="checkbox"/>] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 イ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性 地方税法第17条の5(賦課決定期間)、第18条(徴収権の消滅時効)及び第18条の3(還付金の消滅時効)を考慮して決定している。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 イ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考													

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
未納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の滞納者
その必要性	滞納処分を行うために、正確な本人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報 滞納者を正確に特定するため保有する。 2 本人確認情報及び連絡先 ア 把握した滞納者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違い等を防止するために保有する。 イ 滞納者が死亡している場合、相続人に対し滞納処分をするために保有する。
全ての記録項目	別添2-5を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()								
③入手の時期・頻度	1 個別的に対応する事務に際して入手 ア 所得関係情報を随時入手する。 イ 住民票情報を督促状の返戻に係る住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。								
④入手に係る妥当性	同姓同名の滞納者の取り違えを防止するために特定個人情報を入手する。								
⑤本人への明示	1 滞納整理事務は、地方税法の規定に基づき、国税徴収法に規定する滞納処分の例により行う。 2 滞納整理事務における特定個人情報の入手は、地方税法第20条の11に基づき行う。 3 本人確認情報の秘密の保持義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 4 職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。								
⑥使用目的 ※	1 滞納者への正確な督促状の送付。 2 適切な差押の執行。 3 滞納者死亡時の相続人調査。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1 督促状送付に関する事務 督促状作成時に、滞納者情報と本人確認情報を突合して最新の情報に更新し、納期限後速やかに督促状を送付する。 2 差押調書作成に関する事務 差押調書作成時に、滞納者情報と本人確認情報を突合して現住所や氏名の表記誤りを確認する。 3 相続人確認事務 滞納者が死亡していることを知り得た場合に、本人確認情報から死亡年月日を確認し、戸籍情報を入手したうえで相続人を確定し、相続人へ納税義務の承継通知及び滞納処分を行う。							
	情報の突合 ※	1 本人確認情報と突合して、現住所や氏名確認する。【上記1】 2 本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記2】 3 本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記3】							
	情報の統計分析 ※	滞納件数、滞納金額等の集計は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	財産の差押の執行							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 イ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性 地方税法第17条の5(賦課決定期間)、第18条(徴収権の消滅時効)及び第18条の3(還付金の消滅時効)を考慮して決定している。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法	<p>1 税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 イ ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 識別情報

- (1) 個人番号
- (2) 共通宛名番号
- (3) 登録番号

2 連絡先情報

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 電話番号
- (6) 業種、屋号

3 所得税情報

- (1) 所得金額(事業・不動産)
- (2) 青色申告控除額
- (3) 専従者控除額
- (4) 収入金額(営業等・不動産)
- (5) 国税番号
- (6) 氏名
- (7) 住所
- (8) 業種
- (9) 屋号
- (10) 電話番号
- (11) 青白区分

4 課税情報

- (1) 課税年度
- (2) 収入金額
- (3) 所得金額
- (4) 事業主控除額
- (5) 事業専従者控除額
- (6) 事業税非課税所得額
- (7) 損失の繰越控除額
- (8) 社会保険診療収入額
- (9) 自由診療収入額
- (10) 社会保険診療所得額
- (11) 自由診療所得額
- (12) 減免額
- (13) 課税標準額
- (14) 課税額
- (15) 課税年月日
- (16) 納期限
- (17) 住所
- (18) 氏名
- (19) 業種・屋号
- (20) 事業所所在地
- (21) 廃業年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-2(不動産取得税)

1 識別情報

(1)個人番号

(2)法人番号

(3)共通宛名番号

(4)登録番号

2 連絡先情報

(1)住所

(2)氏名

(3)性別

(4)生年月日

(5)電話番号

3 登記情報

(1)所在

(2)地番

(3)地目

(4)地積

(5)家屋番号

(6)種類

(7)構造

(8)床面積

(9)所有者住所・氏名

(10)登記年月日

(11)登記の原因・年月日

4 課税情報

(1)課税年度

(2)納税義務者住所

(3)納税義務者氏名

(4)課税年月日

(5)納期限

(6)課税標準額

(7)控除額

(8)税額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-3(自動車税)

1 識別情報

(1)個人番号

(2)法人番号

(3)共通宛名番号

(4)自動車登録番号

2 連絡先情報

(1)住所

(2)氏名

(3)性別

(4)生年月日

(5)電話番号

3 登録(申告)情報

(1)登録年月日

(2)所有者住所

(3)所有者氏名

(4)登録番号

(5)車名

(6)排気量

(7)形状

(8)税額

(9)初度登録年月

(10)燃料

(11)定員

(12)抹消年月日

(13)転入前登録番号

4 課税情報

(1)課税年度

(2)納税義務者住所

(3)納税義務者氏名

(4)課税年月日

(5)納期限

(6)課税標準額

(7)控除額

(8)税額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-4(収納事務)

1 識別情報

(1)個人番号

(2)法人番号

(3)共通宛名番号

(4)登録番号・自動車登録番号

2 連絡先情報

(1)住所

(2)氏名

(3)性別

(4)生年月日

(5)電話番号

(6)還付金振込先口座

3 収納情報

(1)領収年月日

(2)収納年月日

(3)領収金額

(4)還付充当年月日

(5)還付充当金額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-5(滞納整理事務)

1 識別情報

(1)個人番号

(2)法人番号

(3)共通宛名番号

(4)登録番号・自動車登録番号

2 連絡先情報

(1)住所

(2)氏名

(3)性別

(4)生年月日

(5)電話番号

(6)職業、勤務先

3 滞納関係情報

(1)督促状発付年月日

(2)差押年月日

(3)参加差押年月日

(4)交付要求年月日

(5)差押解除年月日

(6)未納税額

(7)延滞金の額

(8)財産の保有状況

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 個人事業税課税ファイル	
2 不動産取得税課税ファイル	
3 自動車税課税ファイル	
4 収納事務ファイル	
5 滞納整理事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 税務総合オンラインシステムには課税及び滞納がある者の情報のみが登録されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 2 各税の申告書は、申告義務のある納税義務者及び特別徴収義務者以外から提出されることはなく、対象者以外の情報を入手することはない。 3 所得税情報は、提供者である国税庁が個人事業税の課税対象者であるか判断するものではなく、対象者以外の情報も含まれるため、意図せず入手することになるが、個人事業税の課税対象となる者のデータのみ抽出し利用するため、対象者以外の情報を利用することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 税務総合オンラインシステムからの各種照会情報の入手は、あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて情報を取得するため、必要以外の情報を入手することはない。 2 各税の申告情報については、地方税関係法令により定められた様式により入手するため、必要以外の情報を入手することはない。 3 入手した所得税情報は、個人事業税の課税対象となる者のデータのみ配信されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、サーバーと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。 2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者((財)地方公共団体情報システム機構)への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバーから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。 同USBメモリについては、管理者等が許可・承認をしたものに限定しており、施錠可能なキャビネットに保管している。利用の際は、利用記録簿に記録し管理しており、持ち運ぶ際は、USBメモリ内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 3 OSSシステムにおける措置 専用線(IP-VPN)による通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 窓口で可能な限り、個人番号カードや免許証等の顔写真つきの証明書により確認する。 2 証明書の提示が無い場合は、住基ネットにより確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 窓口で個人番号カードまたは通知カード(記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る。)の提示を求めて確認する。 2 個人番号カードまたは通知カードの提示がない場合は、住基ネットにより真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 窓口で入手した情報は、本人からの聞き取りや添付書類との照合により正確性を確保する。 2 職種で入手した情報は、住基ネットで確認し、間違いがあれば適宜修正し正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、データセンター内のサーバ間通信に限定することで漏えい、紛失を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務総合オンラインシステムは、県税の課税、収納及び滞納整理に関係のない情報は保有しないため、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 端末については、ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、ユーザ認証を行っている。 2 税務総合オンライン(参照系)、滞納整理支援システムの利用は、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。 3 国税連携システムについては、岩手県職員のうち個人事業税担当者に限り業務端末にソフトウェアを導入し、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。 4 OSSについては、岩手県総務部税務課、盛岡広域振興局県税部の担当者及び業務委託先の審査担当職員に限り業務端末にソフトウェアを導入し、利用者ID及びパスワードにより認証している。 5 税務総合オンライン(参照系)及び滞納整理支援システムのパスワードは年4回、eL-TAXのパスワードは年2回変更している。 6 OSSのパスワードは、有効期限である180日経過前に定期的に変更している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 岩手県行政情報ネットワーク管理運営要領第7条に基づき管理している。 2 退職、人事異動の情報により、システム管理者がアクセス権の発効・失効の設定をネットワーク管理者に申請する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 岩手県行政情報ネットワーク管理運営要領第7条に基づき管理している。 2 ネットワーク管理者が管理しているため、アクセス権を有しない者が利用することはできない。ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、アクセス者の記録を取得している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、特定個人情報の使用の記録を取得している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 地方税法第22条において、職務上知り得た秘密の漏えい及び情報の窃用を禁じている。 2 岩手県情報セキュリティポリシー及び岩手県税務総合オンラインシステム管理要領において、業務以外での特定個人情報の利用を禁止し、周知徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 地方税法第22条において、職務上知り得た秘密の漏えい及び情報の窃用を禁じている。 2 岩手県情報セキュリティポリシー及び岩手県税務総合オンラインシステム管理要領において、業務以外での特定個人情報の利用を禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 課税対象の種類、課税標準額や課税額、件数や人数の集計や統計を行っているが、特定の個人を判別しうるような情報の分析は行っていない。 2 業務端末画面を入力待ち状態で放置しないことの徹底。 3 記録媒体を容易に閲覧できない場所へ保管することの徹底。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	岩手県情報セキュリティポリシー第2章5(1)ケ(ア)及び岩手県行政情報ネットワーク運営管理要領第36条に基づき、委託先との契約に外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその守秘義務を明記した契約書により確認している。 1 機密保護に関すること。 2 重要なデータの受渡しに関すること。 3 重要なデータの保管場所及び保管方法に関すること。 4 保管物件の取扱い者に関すること。 5 出力帳票の廃棄方法に関すること。 6 作業時間、立入場所等に関すること。 7 鍵管理、監視等に関すること。 8 異常事態に対する措置に関すること。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	税務システムにアクセスできる職員を指定し、3か月ごとに更新している。 指定された職員以外は税務システムにアクセスできない設定を行っている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録(いつ、誰が、どのデータにアクセスしたか)について1年間保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への提供は認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能な専用ケースに格納したうえ、委託先職員が行うことを義務付けている。 2 データの引き渡しの記録簿を備え付けている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	地方税法に基づく賦課決定の期間及び還付金請求の消滅時効までの期間を考慮し、年度末に委託先にデータ消去の指示をする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	岩手県税務総合オンラインシステム運営管理委託業務契約により、以下の取扱いについて規定している。 1 データの外部への漏えい、滅失、き損等を防止するための措置を講じること 2 善良なる管理者の注意義務をもってデータの適正な管理を行うこと 3 目的外使用及び第三者への譲渡禁止 4 データの複写及び複製の禁止 5 データの廃棄にあたっての承認及び廃棄方法の指定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置 情報提供ネットワークシステムで照会に必要な個人番号の入手が番号法により制限されており、目的外の入手が行われることはないが、適切な利用について研修等の機会を通じて職員に周知する。</p> <p>2 団体内統合宛名システムにおける措置 ア 中間サーバーに対して情報照会要求を行う際に、業務システムから受け取った要求内容(照会元・照会先・照会内容等)の変更は行わないことを担保している。 イ 中間サーバーとの通信において添付するユーザーIDを職員個人にひも付けして管理し、職員認証によりアクセス制御する。</p> <p>3 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ア 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 イ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合利用番号連携サーバーは高度なセキュリティを保持した庁内ネットワーク内に設置し、庁外からの不正アクセスを防止することで安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 イ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合オンラインシステムの運用における措置 必要に応じて税務総合オンラインシステムで保有するデータと突合し、正確性を確認する。</p> <p>2 団体内統合宛名システムにおける措置 中間サーバーから入手した照会結果内容の変更は行わないことを担保している。</p> <p>3 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合利用番号連携サーバーは高度なセキュリティを保持した庁内ネットワーク内に設置し、庁外からの不正アクセスを防止することで安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ア 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 イ 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ウ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 エ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 イ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ウ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置 委託先のサーバ室において、指紋認証による入退室管理、ID及びパスワードによるサーバのユーザー認証を行っている。 2 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムをデータセンターに設置し、入退室管理及び施錠管理する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 2 団体内統合宛名システムにおける措置 ア ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。 イ OS及びアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。 ウ 団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。 エ ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 イ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ウ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	委託先に設置している汎用機で管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施している。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 申告書や課税資料は、常に最新の情報に更新されるものであり、古い情報のまま保管され続けることはない。 2 国税連携連携システムから入手した所得税データの保存期間は最大2年であり、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 岩手県税務総合オンラインシステムにおける税目ごとのデータ保存期間は、賦課決定ができる期間及び納税者が還付請求できる期間を考慮して決定しており、期間を満了した情報は、消去している。 2 国税連携連携システムから入手した所得税データは、総務部税務課において毎年11月に前々年のデータを受信サーバーから消去している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	1 岩手県における措置 年1回、担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされているか点検する。 2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・eL-TAXシステム・OSSシステムの運用における措置 岩手県情報セキュリティポリシーに基づき制定した、岩手県税務総合オンラインシステム管理要領により、運用に携わる職員により、年1回、2月に自己点検を実施する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者により、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	1 岩手県における措置 情報セキュリティポリシーに基づき定期的な監査計画を策定し、組織内に置かれた監査担当により自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・eL-TAXシステム・OSSシステムの運用における措置 岩手県情報セキュリティポリシーに基づき制定した、岩手県税務総合オンラインシステム管理要領により、運用に携わる職員に対し、定期的に監査を行う。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 岩手県における措置 ア 職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨することとしている。 イ 受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結することとしている。 ウ 違反行為を行ったものに対しては、その都度指導を行うこととしている。 2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・eL-TAXシステム・OSSシステムの運用における措置 岩手県情報セキュリティポリシーにより、運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ア 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 イ 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩手県行政情報センター 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁1階) 019-629-5062 利用時間:午前9時～午後5時
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担とする。(予定))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1 個人事業税課税事務 2 不動産取得税課税事務 3 自動車税・自動車取得税課税事務 4 県税収納事務 5 県税滞納整理事務
公表場所	岩手県行政情報センター(全庁分) 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁1階) 019-629-5062 利用時間:午前9時～午後5時 及び、以下のサブセンター(各センターの所管分) 盛岡行政情報サブセンター 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎内 奥州行政情報サブセンター 〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 奥州地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター 〒025-0075 花巻市花城町1-41 花巻地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター北上地域窓口 〒024-8520北上市芳町2-8 北上地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター遠野地域窓口 〒028-0525遠野市六日町1-22 遠野地区合同庁舎内 一関行政情報サブセンター 〒021-8503 一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎内 一関行政情報サブセンター千厩地域窓口 〒020-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2 一関地区合同庁舎千厩分庁舎内 釜石行政情報サブセンター 〒026-0043 釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎内 大船渡行政情報サブセンター 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地区合同庁舎内 宮古行政情報サブセンター 〒027-0072 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎内 久慈行政情報サブセンター 〒028-8042 久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎内 二戸行政情報サブセンター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 二戸地区合同庁舎内
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩手県総務部税務課 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 019-629-5141
②対応方法	問い合わせ日時、問い合わせ内容、問い合わせ人の住所、氏名、連絡先を記録し、折り返し連絡する。 ただし、システムセキュリティに関する内容、個人が特定される内容の回答は行わない。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岩手県パブリックコメント制度に関する指針(平成12年3月28日庁議決定)に基づき、評価書(案)を岩手県行政情報センター及びサブセンターに備え付けるとともに、県のホームページに掲載した。
②実施日・期間	令和2年6月17日～令和2年7月16日まで(1か月間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	「Ⅰ基本情報」-「5. 個人番号の利用※法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第1の16及び89	番号法第9条第1項 別表第1の16及び99	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	1 岩手県税務総合オンラインシステムの専用端末の利用については、ユーザー認証を行っていない。 今後、平成31年度までに予定する、システムのオープン化に合わせて対応する。	1 端末については、ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、ユーザ認証を行っている。	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	2 ネットワーク管理者が管理しているため、アクセス権を有しない者が利用することはできない。 今後、平成28年度前半までに認証システムを導入し、アクセス者の記録を取得する。	2 ネットワーク管理者が管理しているため、アクセス権を有しない者が利用することはできない。 ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、アクセス者の記録を取得している。	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	特定個人情報の使用の記録 [記録を残していない] 具体的な方法 現行のメインフレームを使用するシステムでは、使用者の記録を残すことができない。 今後、平成28年度前半までに認証システムを導入し対応する。	特定個人情報の使用の記録 [記録を残している] 具体的な方法 ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、特定個人情報の使用の記録を取得している。	事後	
平成29年6月19日	「Ⅰ基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長 小畑 真	総括課長 横道 栄雄	事後	③その他の項目の変更
平成30年6月29日	「Ⅴ開示請求」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表 公表場所」	奥州行政情報サブセンター 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 奥州地区合同庁舎内	奥州行政情報サブセンター 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 奥州地区合同庁舎内	事後	③その他の項目の変更
令和1年6月25日	「Ⅰ基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	総括課長 横道 栄雄	総括課長	事後	③その他の項目の変更
令和2年6月10日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム1」-「②システムの機能」	9 専用端末により、課税情報、収納情報を確認する。	9 専用端末及び職員ごとに配置された業務端末により、課税情報、収納情報を確認する。		
令和2年6月10日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム1」-「③他のシステムとの接続」	税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システム、国税連携システム、自動車登録ワンストップ(OSS)システム	国税連携システム、自動車登録ワンストップ(OSS)システム		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月10日	「Ⅰ 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「①システムの名称」	税務Webオンラインシステム	税務総合オンライン(参照系)		
令和2年6月10日	「Ⅰ 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「②システムの機能」	税務総合オンラインシステムの照会画面の一部をWeb化し、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。 なお、通信は専用線であり、外部ネットワークとの接続はない。	税務総合オンラインシステムに取り込み、同システムの照会画面の一部を、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。		
令和2年6月10日	「Ⅰ 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム3」-「②システムの機能」	岩手県個別業務システム統合基盤の仮想化サーバーに置き、督促状の発付ごとに岩手県税務総合オンラインシステムから未納者のデータを取り込み、課税額の確認、滞納額の管理、保有財産の記録、滞納整理経過の記録、各種集計表等の作成を行う。	税務総合オンラインシステムに取り込み、督促状の発付ごとに未納者のデータを連携し、課税額の確認、滞納額の管理、保有財産の記録、滞納整理経過の記録、各種集計表等の作成を行う。		
令和2年6月10日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6. 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所 ※」	1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したメインフレーム内に保管。	1 税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<p>1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、メインフレームと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。</p> <p>2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者((財)地方公共団体情報システム機構)への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバーから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。</p>	<p>1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、サーバーと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。</p> <p>2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者((財)地方公共団体情報システム機構)への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバーから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。 同USBメモリについては、管理者等が許可・承認をしたものに限定しており、施錠可能なキャビネットに保管している。利用の際は、利用記録簿に記録し管理しており、持ち運ぶ際は、USBメモリ内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。</p>		
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-「リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-「個人番号の真正性確認の措置の内容」	<p>1 窓口で個人番号カードまたは通知カードをの提示を求めて確認する。</p>	<p>1 窓口で個人番号カードまたは通知カード(記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る。)の提示を求めて確認する。</p>		
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」-「ユーザ認証の管理」	<p>2 税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システムの利用は、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。</p> <p>3 国税連携システムについては、岩手県職員のうち個人事業税担当者に限り業務端末にソフトウェアを導入し、税務Webオンラインシステムと同じ利用者ID及びパスワードにより認証している。</p> <p>5 税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システム及びeL-TAXのパスワードは、年2回変更している。</p>	<p>2 税務総合オンライン(参照系)、滞納整理支援システムの利用は、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。</p> <p>3 国税連携システムについては、岩手県職員のうち個人事業税担当者に限り業務端末にソフトウェアを導入し、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。</p> <p>5 税務総合オンライン(参照系)及び滞納整理支援システムのパスワードは年4回、eL-TAXのパスワードは年2回変更している。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	税務システムにアクセスできる職員を指定し、半年ごとに更新している。	税務システムにアクセスできる職員を指定し、3か月ごとに更新している。		
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」-「既定の内容」	岩手県オンラインシステム運営管理委託業務契約により、以下の取扱いについて規定している。	岩手県税務総合オンラインシステム運営管理委託業務契約により、以下の取扱いについて規定している。		
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	1 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置		
令和2年6月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な措置の内容」	1 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン(参照系)・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置		

